

皆様の善意が

市民活動を推進し

地域に新たな活力を与えます



Yamagata City
Community Fund

寄附申込ガイド

山形市コミュニティファンド公式ホームページ
<http://www.yamagata-cf.jp>

Index

1	山形市コミュニティファンド(山形市市民活動支援基金)とは	P 1
2	寄附をしたい!	P 2
3	寄附のメニュー	P 3
1	分野希望寄附	P 3、4
2	団体希望寄附	P 5
3	一般寄附	P 6
4	寄附の申込み	P 6
1	寄付申込書の配布、ダウンロード	P 6
2	寄附の申込み先	P 6
3	寄附金の納付先	P 6
5	各種税制優遇について	P 7
1	法人の場合	P 7
2	個人の場合	P 7
6	お申込みの際の注意事項	P 7
7	お問合せ先・お申込み先	P 8

巻末

◇別紙1 山形市コミュニティファンド寄附申込書

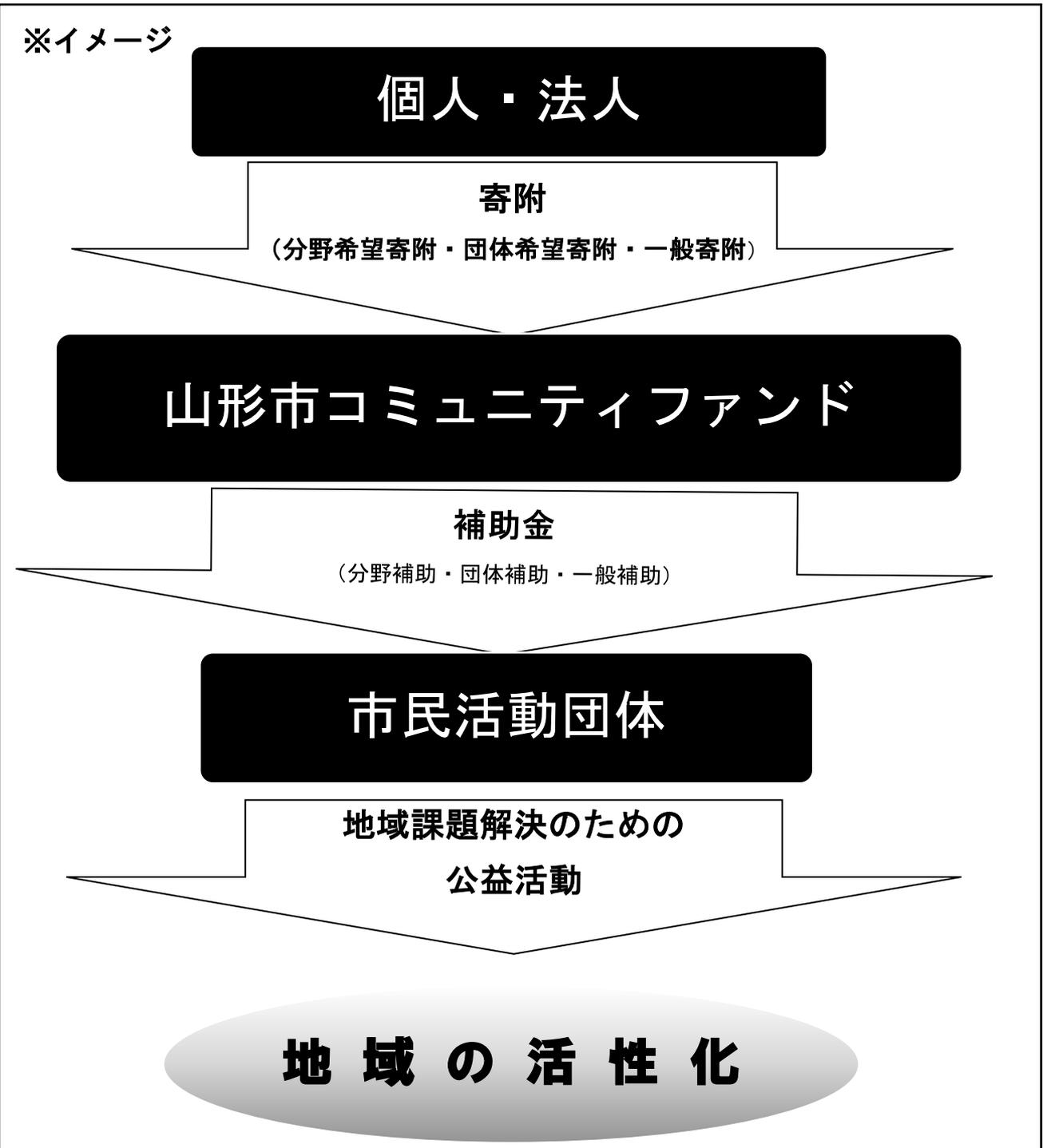
◇別紙2 山形市コミュニティファンド個別ファンド設置申請書

1 山形市コミュニティファンド（山形市市民活動支援基金）とは

山形市コミュニティファンドは、皆様の善意による「寄附」を地域貢献に結びつける仕組みです。皆様から寄せられた寄附は、補助金として市民活動団体へ交付し様々な公益活動に役立てていただくことで、地域のまちづくりに還元されています。

市民・事業者・行政が適切な役割を担い、協力・補完し合いながら、地域課題の解決に繋げる地域貢献型の基金として、寄附と補助とを循環させながら運営しております。

※イメージ



これまでの補助事業は、山形市コミュニティファンドホームページでご覧いただけます。

[山形市コミュニティファンド](#) [事業報告](#) [検索](#) ←クリック

2 寄附をしたい！

まずはお気軽に山形市企画調整課へご相談ください！

寄附の手続きの流れは主に以下1～3のとおりです。

1 寄附のメニューを選ぶ 詳細 P3～

山形市コミュニティファンドには、寄附のメニューが3種類ございます。ご寄附いただく際は、以下(1)～(3)から寄附のメニューをお選びください。

(1) 分野希望寄附

特定の「分野」を指定してご寄附いただくメニューです。 ➡詳細 P3、4

(2) 団体希望寄附

特定の「団体」を指定してご寄附いただくメニューです。 ➡詳細 P5

(3) 一般寄附

特定の「分野」や「団体」の希望が無い場合は、一般寄附としてご寄附いただくことができます。

➡詳細 P5

2 寄附申込書を提出する 詳細 P6

寄附のメニューが決まりましたら、寄附申込書をご記入いただき山形市企画調整課へご提出ください。

3 金融機関窓口にて納付書を使って納付する 詳細 P6

寄附申込書を受付後、山形市企画調整課にて納付書を発行いたします。金融機関窓口にて納付書をお使いいただきご納付ください。

4 寄附者の方には、各種税制措置を受けられるメリットがあります！ 詳細 P6

☆ 寄附額が50万円以上の場合は、市長より直接感謝状を贈呈いたします。

☆ 寄附金の運用・管理は山形市が行うため、お手間がかかりません！

3 寄附のメニュー

1 分野希望寄附

山形市発展計画2025の重点政策の13分野（下表）と個別ファンド（次頁）の中から支援したい市民活動の分野・個別ファンドを選択できます。5,000円からお受けいたします。

重点政策13分野		左記にかかる市民活動の種類
1	健康の保持・増進分野（※）	保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、観光、学術・文化・芸術・スポーツ振興、災害救援、地域安全、男女共同参画、子どもの健全育成、情報化、科学技術、経済活動、消費者保護
2	健やかな子どもの育成分野 （寄附者：山形ライオンズクラブ様）	保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、地域安全、人権擁護・平和推進、子どもの健全育成、情報化、科学技術
3	地域共生社会の実現分野（※）	保健・医療・福祉、まちづくり、地域安全、人権擁護・平和推進、職業能力・雇用機会拡充
4	創造都市の推進分野 （寄附者：山形松山隆雄後援会能楽普及推進会様、匿名の団体様）	まちづくり、観光、学術・文化・芸術・スポーツ振興
5	地域経済の活性化分野（※）	社会教育、まちづくり、観光、農山漁村・中山間地域振興、学術・文化・芸術・スポーツ振興、環境保全、科学技術、経済活動、職業能力・雇用機会拡充
6	山形ブランドの浸透と交流の拡大分野（※）	まちづくり、観光、農山漁村又・中山間地域振興、学術・文化・芸術・スポーツ振興、国際協力、経済活動、職業能力・雇用機会拡充
7	都市の活動を支える基盤整備分野（※）	まちづくり、観光、環境保全、災害救援 地域安全、消費者保護
8	環境保全分野（※）	まちづくり、環境保全、地域安全、消費者保護
9	チャレンジできる環境の創出分野（※）	社会教育、まちづくり、環境保全、科学技術、経済活動、職業能力・雇用機会拡充
10	広域連携の推進分野（※）	保健・医療・福祉、まちづくり、観光、農山漁村又・中山間地域振興、環境保全、災害救援、地域安全、男女共同参画、子どもの健全育成、科学技術、経済活動、職業能力・雇用機会拡充、消費者保護、市民活動支援
11	協働の推進分野（※）	まちづくり、地域安全、人権擁護・平和推進、男女共同参画、市民活動支援
12	行財政改革の推進分野（※）	まちづくり、災害救援、情報化
13	アフターコロナにおける地方創生の推進分野（※） （寄附者：株式会社カキザキ 山形国際ホテル様）	保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、観光、地域安全、男女共同参画、子どもの健全育成、情報化、科学技術、経済活動、職業能力・雇用機会拡充、消費者保護

※現在（令和6年4月1日）残高が無い、又は少額となっている分野

寄附者名については、残高がある分野のみ掲載させていただいています。

【注意事項】

寄附があった直近の日から3年を経過した日の属する年度末において、残高が10万円以下の分野の残金は、一般寄附枠に充当されます。（個別ファンド（次頁）も同様）

個別ファンド		①寄附者（下線は設置者） ②設置目的
1	ごみ減量・もったいないファンド	<p>①株式会社ヤマザワ様、株式会社おーばん様 高橋畜産食肉株式会社 元気市場たかはし様 イオンリテール株式会社 東北カンパニー様 マックスバリュ東北株式会社様、株式会社タカイチ様 株式会社野川食肉食品センター様 株式会社山形県自動車販売店リサイクルセンター様 山形県百貨店協会様</p> <p>②ごみ減量やリサイクルを目的とした市民・事業者・行政が連携し、地域や教育現場などにおける環境保全活動を支援します。</p>
2	まこちゃんの子育てファンド	<p>①匿名の市民の方</p> <p>②子どもたちが健全に成長できる環境づくりに向け、親や子どもたちが取り組む子育て支援事業を支援します。</p>
3	やまがた de 愛ファンド	<p>①山形市、山崎昌宏様、株式会社ソリトシステムズ様 松田純一様、株式会社ジョイン様、 弘栄設備工業株式会社様 株式会社カキザキ山形国際ホテル様 第一生命保険株式会社様、山形パナソニック株式会社様 リンベル株式会社様、第一貨物株式会社様 株式会社山形街づくりサポートセンター様</p> <p>②人口減少に歯止めをかけ人口増へ繋げるため、結婚を希望する独身の男女に出会いの場を提供する事業など、婚活支援に取り組む事業を支援します。</p>
4	株式会社蔵王サプライズ60周年 青少年育成ファンド	<p>①株式会社蔵王サプライズ様</p> <p>②子どもの人口減少が進む中、山形市の将来を担う子ども達を育成していくため、地域全体で子育てを応援し、子ども達が健やかに育つことができるような環境づくりに取り組む活動を支援します。</p>
5	株式会社東北シーアイシー研究所40周年 学術・文化・芸術・スポーツ育成ファンド	<p>①株式会社東北シーアイシー研究所 様</p> <p>②創造都市の推進、山形ブランドの浸透と交流拡大に資するため、学術・文化・芸術・スポーツにかかる市民活動を支援します。</p>
6	高橋畜産食肉 山形の食の美味しさ 元気印ファンド	<p>①高橋畜産食肉株式会社 様</p> <p>②「地産地消」「山形からの食の発信」や「食育」をテーマに元気に取り組む市民活動や、山形を元気にする市民活動を支援します。</p>

※現在（令和6年4月1日）残高がある個別ファンドのみ掲載させていただいています。

詳細は、山形市コミュニティファンドホームページをご覧ください。

※「個別ファンド」の設置について

10万円以上の分野希望寄附については、寄附への思い入れや会社名等の愛称（「〇〇ファンド」等）を付けた「個別ファンド」を設置することができます。

「個別ファンド」を設置することによって、寄附者のPRやイメージアップを図ることができます。

【注意事項】

個別ファンドを設置する方は、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- ・特定の公職の候補者若しくは公職にある者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- ・その他、市長が適当でないとするものでないこと。

2 団体希望寄附

山形市コミュニティファンドに登録の市民活動団体の中から、支援したい団体を希望できます。

5,000円からお受けいたします。

◆山形市コミュニティファンド登録団体一覧（令和6年4月1日現在）

団体名	活動分野
認定特定非営利活動法人発達支援研究センター	福祉、保健、子どもの健全育成
特定非営利活動法人環境ネットやまがた	環境保全、社会教育、まちづくり、子どもの健全育成、NPOの中間支援
美しい山形・最上川フォーラム	環境保全、文化、地域活性化
特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミル	NPOの中間支援
特定非営利活動法人山形県自動車公益センター	環境保全、まちづくりの推進、経済活動の活性化
山形歴史たてもの研究会	まちづくりの推進
特定非営利活動法人アジェンダやまがた	保健・医療・福祉、まちづくり、子どもの健全育成
里山ネットワークやまがた	社会教育、まちづくり、環境保全、子どもの健全育成
やまがた福祉移動サービスネットワーク	生活交通、移動支援等

※登録団体の詳細は、山形市コミュニティファンドホームページをご覧ください。

【注意事項】

- ・団体希望寄附について、希望する団体と寄附者の間に特別な利害関係があると認められる場合は、希望する団体は補助対象となりません。
- ・団体希望寄附金の1割は、一般寄附に充当し活用されます。また、補助金の交付先は、山形市コミュニティファンド評議委員会による審査を経て、市長が決定しますので、支援先がご希望通りにならないことがあります。
- ・支援を希望した登録団体が登録を更新（原則3年更新）しない場合、又は登録を抹消された場合、寄附があった直近の日から3年を経過した日の属する年度末において、残高が10万円以下の団体希望寄附の残金は、一般寄附に充当し活用されます。

3 一般寄附

特定の分野や団体を希望しない場合は、一般寄附としてお受けします。1,000円からお受けいたします。

一般寄附については、活動分野を問わず、市民活動団体が山形市を中心に地域課題の解決に向け新たに取り組む公益事業を支援します。

4 寄附の申込み

1 寄附申込書の配布、ダウンロード

当パンフレット巻末の申込書でお申込みください。個別ファンド設置の場合は「個別ファンド設置申請書」もご提出ください。

山形市コミュニティファンドホームページ (<https://www.yamagata-cf.jp>) からダウンロードも可能です。

[山形市コミュニティファンド 寄附申込](#) [検索](#) [←クリック](#)

2 寄附の申込み先

山形市役所4階の企画調整課公民連携室協働推進係の窓口ほか、郵送、Eメールでもお受けいたします（住所・メールアドレスは巻末参照）。

3 寄付金の納付先

申込受付後、寄附金の納付書を発行いたしますので下記の山形市指定金融機関、収納代理金融機関にてご納付ください。

※山形市指定金融機関、収納代理金融機関

山形銀行、きらやか銀行、荘内銀行、山形信用金庫、米沢信用金庫、山形農業協同組合、山形市農業協同組合	本店・全国にある支店 及び出張所 (荘内銀行の都内納付の場合は、 東京支店のみ)
東北労働金庫	山形県内の支店
七十七銀行	山形支店
ゆうちょ銀行	全国のゆうちょ銀行 (郵便局を含む) 納入通知書等に、ゆうちょ銀行の 「振替払込書」を同封しております ので、「振替払込書」にて納付ください。

☆金融機関で発行する領収書は、所得税等の申告の際に寄附控除の証明として必要となります。

5 各種税制優遇について

山形市コミュニティファンドへ寄附した方は、各種税制措置を受けることができます。

1 法人の場合

法人税法上の寄附金控除額	寄附金の全額を損金算入できます。
--------------	------------------

2 個人の場合

所得税軽減額	(寄附金の額(※) - 2,000円) × 所得税の税率 で求めた額を軽減除できます。 ※対象となる寄附額は総所得金額等の40%が上限です。
住民税控除額	次の①基本控除と②特例控除の合計額 ① (年間寄附額(※1) - 2,000円) × 10% ② (年間寄附額(※2) - 2,000円) × (90% - 所得税率) ※1 控除の対象となる寄附額の上限は総所得金額等の30%です。 ※2 控除の対象となる寄附額の上限は個人住民税所得割額の20%です。
相続税の控除額	寄附した財産の価額は、相続又は遺贈に係わる相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません (寄附者またはその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する場合を除きます)

6 お申込みの際の注意事項

以下の要件に該当する方からは、寄附をお受けできません。

- ①法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反する事実がある。
- ②役員等(寄附者が個人である場合にはその者を、寄附者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは寄附金を納入する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。
- ③暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ④役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑥役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

7 お問い合わせ先・お申込み先

山形市企画調整部企画調整課公民連携室 協働推進係

〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25 山形市役所 4階

T E L : 023-641-1212 (内線 223) F A X : 023-623-0703

E-Mail : kikaku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

山形市コミュニティファンドホームページ

<https://www.yamagata-cf.jp>

山形市コミュニティファンド

検索

←クリック